様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
附属機関等委員名簿管理事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成９年４月１日 平成25年４月１日	附属機関及び協議会等の適正な設置及び管理を行うため、委員名簿及び管理台帳を把握する。	附属機関及び協議会等の委員	○	○					
式典招待者発送事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年５月１日	議員・行政委員・各協議会委員等、市政協力者を対象とした賀詞交歓会	招待者	○	○					
行政委員等の任免事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年５月１日 平成13年５月１日	各種法令に基づき、委員等の任免に関する事務	委員等	○	○			○		
書留郵便物等収発事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年５月１日	書留郵便物等の発送・収受	市で発送・収受する書留郵便物等の名あて人	○				○		
平和図画及びポスター等募集・公開等事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成14年４月１日 平成27年５月１日	「平和」をテーマとしたポスターコンクール作品、平和メッセージコンテスト等を市内小中学生から募集し、審査のうえ、入賞作品の展示やホームページでの公開を行う。	応募者	○	○			○		
戦争等の実体験に基づく証言の募集	市長 総務局　総務部　総務課	平成28年４月１日 令和５年７月７日	小中学校における平和学習教材等として活用するため、戦争等の実体験に基づく証言映像資料を制作する。	公募による応募者及び委託先が選考の対象とした証言者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
包括外部監査事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年5月1日	地方自治法に規定する包括外部監査契約を締結することを目的として、公募や選考、契約等に係る事務を行う。	包括外部監査人、公募の応募者、開示請求者	○	○	○				
名義後援承認事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成30年1月1日 令和3年10月1日	団体が主催する講習会、講演会、展示会、記念行事その他の行事のうち、核兵器の廃絶及び世界の恒久平和実現への貢献を目的とするものに対して、さいたま市が後援又は共催する。	申請団体の代表者及び役員・構成員等	○				○		
議会対応事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年5月1日	議案書や報告書等の作成及び市議会への提出、市議会本会議や委員会等で必要となる資料等の作成や提出など、二元代表制の下で公正に行政事務を執行するために必要となる議会対応に係る事務を行う。	任命等に当たり議決が必要となる特別職や委員、訴訟当事者、訴訟代理人、和解当事者、など議案書や報告書への記載が必要となる者等	○	○	○	○	○	○	
歴史資料の借用、寄贈・寄託の受付及び閲覧、貸し出し事務	市長 総務局　総務部　アーカイブズセンター	平成13年5月1日 令和4年4月19日	収集した歴史資料を知的資源としての活用を図るため、資料の借用、寄贈・寄託申請の受付や収集した歴史資料を市民等へ閲覧、貸出を行う。借用に際しては借用書、寄贈・寄託、閲覧、貸出に際しては申請書への記入をお願いする。	貸与者、寄贈・寄託者、閲覧・貸出申請者	○	○					
さいたま市史編さん審議会及び専門部会の運営	市長 総務局　総務部　アーカイブズセンター	平成26年4月23日 令和6年9月5日	さいたま市史編さん審議会条例に基づき設置する同審議会及び専門部会を適切に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。なお、審議会については、委員の名前等を公表するほか、附属機関等に係る調整を所掌する総務課へ委員名簿を提出する。	さいたま市史編さん審議会委員及び専門部会員	○	○	○		○		
訴訟の調整事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成13年5月1日 令和5年11月17日	さいたま市（長）を当事者とした行政執行に係る訴訟事務について各所管部所との調整を行う。	訴訟当事者、訴訟代理人、証人	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特定要望の記録及び報告	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成24年7月1日 平成27年4月1日	さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則第２条第６号に規定する特定要望について、同規則第１３条及びさいたま市特定要望の記録及び報告に関する要綱に基づき記録及び報告をする。	市民、事業者	○	○			○		
内部通報受付事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成24年7月1日 平成31年4月1日	公正な職務の執行等を確保するため、職員等が、関与し、又は関与していた内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれがあると認められるときに、その旨を通報する内部通報を受け付け、対応する。	職員等	○	○			○		
審理員事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成28年4月1日 令和5年11月17日	行政不服審査法に基づく審査請求事務において審理手続を行うことを目的とし、審理手続のほか、審査請求人及び実施機関との連絡調整等を行う。	審査請求人、行政不服審査専門員	○	○	○	○	○	○	
さいたま市行政不服審査会運営事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成28年4月1日 令和5年11月17日	行政不服審査法に基づく審査請求事務において、さいたま市行政不服審査会条例に基づき設置され、市長により諮問された審査請求について調査審議を行い、答申する。	審査請求人、審査会委員	○	○	○	○	○	○	
不適正事務処理に関するプロジェクトチームによる調査事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和3年2月18日	令和２年度に発覚した生活保護業務に関する不適正な事務処理について、上記プロジェクトチームにおいて原因の調査、課題等の整理及び再発防止策の検討を行い、生活保護行政の適正化を図る。	生活保護業務に関する不適正な事務処理事案関係者	○	○	○	○	○		
さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和3年7月5日 令和5年11月17日	さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については、名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員及び傍聴希望者	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会による調査事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和３年７月14日	令和２年度に発覚した生活保護業務に関する不適正な事務処理について、上記第三者委員会において市の内部調査による報告内容の客観的かつ公正な検証及びその検証を踏まえた再発防止の提言を行い、生活保護行政の適正化を図る。	生活保護業務に関する不適正な事務処理事案関係者	○	○	○	○	○		
土地区画整理事業における不適正事務処理に関する調査検討会議による調査事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和６年５月23日	令和６年度に発覚した土地区画整理事業に関する不適正な事務処理について、上記調査検討会議において原因の調査、課題等の整理及び再発防止策の検討を行い、事務の適正化を図る。	土地区画整理事業に関する不適正な事務処理事案関係者	○	○	○				
行政情報開示事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月１日 令和２年11月20日	情報公開条例に基づく行政情報開示請求に係る事務を適正に行うことを目的とする。請求の受付は各区役所情報公開コーナーで行い、実施機関の担当課において開示・不開示等の決定、決定通知の送付、第三者意見の聴取、開示の実施等を行う。	開示請求者、行政情報に記録された第三者	○	○			○		
保有個人情報開示等事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月１日 令和５年４月１日	個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に係る事務を適正に行うことを目的とする。請求の受付は各区役所情報公開コーナーで行い、実施機関の担当課において開示・不開示等の決定、決定通知の送付、第三者意見の聴取、開示の実施等を行う。	開示・訂正・利用停止請求者、請求代理人、保有個人情報に記録された第三者	○				○		
市長の資産等の公開事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成７年12月31日 平成24年３月５日	政治倫理の確立のためのさいたま市長の資産の公開に関する条例に基づき、資産等報告書等を閲覧に供するもの。閲覧に際し、閲覧者は申請書を記入する。	市長、資産等報告書等の閲覧者	○	○	○		○		
情報公開・個人情報保護審査会運営事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月１日 令和２年11月20日	情報公開及び個人情報保護制度に係る不服申立てについて審査するため、情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された審査会を適正かつ円滑に運営することを目的とする。なお、委員名と肩書きは公表し、名簿は総務課へ報告する。	不服申立人、参加人、補佐人、審査会委員、開示文書に含まれる個人情報	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
情報公開・個人情報保護審議会運営事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月1日 令和4年7月21日	情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された審議会を的確に運営することを目的とする。委員の一部は公募により決定する。なお委員名及び肩書は公表し、名簿は総務課へ報告する。	審議会委員、委員公募応募者	○	○	○	○	○		
情報公開コーナー行政資料貸出事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成12年4月1日 平成24年3月5日	情報提供の推進に資するため市民に対してコーナーに配置している行政資料の貸出を行う。貸出に際して申込書へ記入をお願いし、返却されない場合は督促を行う。	行政資料貸出申込者	○						
さいたま市議会資産等公開審査会運営事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成15年7月10日 平成31年4月1日	市議会議員の資産等公開条例により提出された資産等報告書等を審査するため設置する審査会を適正かつ円滑に運営する。議会の承認の上、委員を選任し、氏名、住所、生年月日、略歴は公表する。名簿は総務課へ報告する。	審査会委員（審査申出があった場合は、市議会議員、審査申出者）	○	○	○		○		
情報公開・個人情報保護に関する研修の実施	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成23年11月16日 平成23年11月16日	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する研修を行うため、講師を選定、依頼し、事務連絡等を行う。講師名、肩書き、研修の写真はホームページ等で公表する。	講師	○	○	○	○			
情報提供事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成27年4月1日 令和2年11月20日	さいたま市情報公開条例第２１条に基づき、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民に迅速かつ容易に提供する。情報の提供を申し出た者の氏名等を、必要に応じて収集する。	情報提供申込者	○				○		
人事記録事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和3年7月1日	職員の個人情報の収集と採用から退職までの異動・昇給歴等を記録保管し、もって人事管理に資するもの。	職員（退職者含む）	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員採用事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和5年11月24日	地方公務員法第１７・１８条等に基づき、職員として採用するもの。	受験申込者	○	○		○	○	○	
職員任免・異動事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	各課の人員・配置管理等を適切に実施し、もって市行政の効率的かつ適正な運営に資するもの。	職員	○	○		○	○	○	
職員服務管理事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○			○	○	
会計年度任用職員採用希望者登録事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	各課事務の効率的処理のため、また、職員の休業等の代替職員として、会計年度任用職員として任用を希望する方の履歴書等を管理するもの。	会計年度任用職員として任用を希望する者	○	○		○			
職員表彰事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和5年11月24日	一般職員の勤務意欲の増進及び資質の向上をはかり市政業務を円滑に推進することを目的とし、職員の表彰を行うもの。	一般職員	○	○					
職員公務災害補償事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	公務上、通勤上の災害に対する補償を迅速かつ公正に実施することを目的とする。常勤職員及び議会の議員・その他非常勤職員の公務災害補償等に伴う事務。	職員・議員	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員財形貯蓄事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成28年1月1日	勤労者財産形成促進法により金融機関へ申込をする。加入者の給与よりその積立額を天引きし、金融機関へ送金する。	職員	○	○	○				
職員健康診断等事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	職員の健康保持増進を目的とし、各種健康診断事務及びストレスチェック事務を行う。また、健康診断等の実施にあたり、健診機関等に受診者情報の提供を行う。	職員（一部希望者のみの健診あり。）	○	○		○	○	○	
社会保険・雇用保険事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和4年10月1日	社会保険及び雇用保険に加入する職員についての資格得喪及び保険料に関する事務を行う。	再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員	○	○	○		○		
職員労働安全衛生管理事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	労働安全衛生管理体制を維持することにより、職員の安全と衛生を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。	産業医及び職員（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生委員等）	○	○					
公務災害補償認定委員会・審査会事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関し、公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定・審査を的確かつ公正に行うための委員会・審査会事務	認定委員会、審査会の各委員	○	○	○				
職員健康相談事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の健康と安全の確保を図り、もって快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。	職員のうち希望者及び相談員等	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員予防検診・予防接種事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の感染等のおそれがある疾病の発生などを予防し、労働衛生の向上及び健康の増進に寄与することを目的とする。	職員のうち希望者	○	○			○	○	
各種保険取扱い事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	団体扱い生命保険・損害保険契約者の給与からその保険料を天引きし、各保険会社に送金する。保険金請求に必要な書類を各保険会社へ提出する。	水道局を除く職員	○		○	○	○	○	
給与支給事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
特別職報酬等審議会運営事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成19年6月22日 平成31年4月1日	さいたま市特別職報酬等審議会条例に基づき設置された特別職報酬等審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査のうえ、結果を本人に通知する。選任された委員については、名前と役職等を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○	○	○		
共済組合届出事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和4年10月1日	職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資するため、各種届出を受付し、共済組合へ提出する。	職員（含む退職者）及び被扶養者	○	○	○		○	○	
派遣研修事務	市長 総務局　人事部　人材育成課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	職員の資質及び職務遂行能力の向上のため、他の研修機関等へ職員を派遣	派遣研修受講者	○	○		○		○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
集合（研修担当課）研修事務	市長 総務局　人事部　人材育成課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	職員の資質及び職務遂行能力の向上を図るため研修担当課において各種研修を実施	集合研修受講職員・研修講師	○	○	○	○	○	○	
危機事案業務	市長 総務局　危機管理部 危機管理課	平成23年4月1日 平成30年4月1日	事務事業に関連した事件・事故等の危機事案において、迅速かつ的確に対応・処理が図れるよう、関係機関と連携・調整し対処するもの。	被害者、通報者等の危機事案対象者	○	○	○	○	○		
セーフコミュニティに係るデータ分析事務	市長 総務局　危機管理部 危機管理課	平成30年7月25日	データを基にしたセーフコミュニティの取組みを推進するため、救急活動記録（1年分）を分析する。	傷病者、通報者、立合人、関係者	○	○		○	○	○	
自主防災組織補助金交付事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 令和2年10月30日	自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自治会及び自主防災会からの補助金申請を審査し、補助金を交付する。	自治会長、自主防災会長	○				○		○
災害時における被害情報処理事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 令和4年2月25日	災害時における、市民等からの被害情報（罹災を含む）をとりまとめ、市内の被害状況を把握する。被害の種類により関係所管課へ対応依頼を行うとともに、収集した情報に基づき、被害情報の分析や被災者の生活再建の支援、また、今後の災害対策の検討を行う。 加えて、関係機関に対し必要に応じて情報提供を行うことで、適切な被災者支援や災害対策を実施する。	災害により被害にあった市民・通報者	○				○		
自主防災組織結成届出受付事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	自治会単位として、市民が自主的に地域の防災活動を行い、防災対策を確立するために組織を結成した場合、その届出受付事務を行う。また、会長等の変更届出等に係る事務を行う。	自主防災会長	○						○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
防災会議委員・幹事報酬支払事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	防災会議の開催に伴い、防災会議委員及び防災会議幹事に対し報酬を支払う。	防災会議委員、防災会議幹事	○		○				
罹災証明書・被災届出受理証発行事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 令和4年2月25日	地震及び風水害等により家屋等の被害を受けた、世帯等からの申請に基づき、罹災証明書及び被災届出受理証を発行する。また、収集した情報に基づき、被害情報の分析や被災者の生活再建の支援、また、今後の災害対策の検討を行う。加えて、関係機関に対し必要に応じて情報提供を行うことで、適切な被災者支援や災害対策を実施する。	各種災害などにより家屋被害等を受けた世帯等	○		○		○		
避難所運営事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 令和4年3月14日	避難所担当職員を適正に配置し、災害時に避難所となる施設と事前に連絡体制や利用場所等について協議及び訓練等を行う。	避難所担当職員、避難所施設職員、避難所運営委員	○	○		○	○		
さいたま市地域防災計画策定事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成20年11月4日	さいたま市地域防災計画（素案）がまとまったため、意見募集を実施し、市民の意見を計画に反映させることを目的に行います。	一般市民	○				○		
防災士養成研修講座受講者募集業務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成21年10月5日 平成23年4月1日	さいたま市が主催する防災士養成研修講座の受講者を募集する。また、さいたま市が防災アドバイザーとして認めた防災士取得者の名簿管理をし、地域防災力の向上のため必要に応じ自主防災組織や自治会等に対し情報提供する。	防災士養成研修講座受講希望者及び防災アドバイザー	○	○			○		
防災ボランティアコーディネーター養成事業	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成22年8月2日 平成23年4月1日	防災ボランティアコーディネーター養成に係るさいたま市主催の防災コーディネーター養成研修講座受講者募集及び講座修了者を防災ボランティアコーディネーター名簿として作成し行政で保有するとともに、地域防災力向上のため必要に応じ自主防災組織や自治会等に対し情報提供する。	防災ボランティアコーディネーター養成研修講座受講者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
避難行動要支援者名簿提供事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成21年4月1日 令和4年3月14日	介護保険の要介護認定を受けている者及び各種障害者手帳の交付を受けている者等の情報を、避難行動要支援者名簿（事前提供用）に一元的に登録し、所在を把握することにより、高齢者のみ世帯、障害者の名簿を自主防災組織（自治会）、民生・児童委員に提供し、地域で支援を行う。	避難行動要支援者名簿（事前提供用）登録対象者	○			○		○	
職員動員名簿作成事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年4月1日 平成29年9月21日	災害時において円滑な応急対策活動が行えるよう、所属職員の動員名簿を作成し、防災課に報告するもの。防災課においては、全庁各課所の整備体制を把握する。	職員	○	○					○
防災・災害対応訓練事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成26年4月1日 平成30年4月1日	災害の未然防止及び災害発生時の適切な対応を図るため、市民参加による防災訓練、災害体験等の防災・災害対応に関する訓練を行うもの	訓練参加者・来場者	○	○	○	○	○	○	
土砂災害に係る避難支援事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成27年4月1日	土砂災害警戒区域に居住する市民を対象に、土砂災害警戒情報や避難準備情報等の発令時に迅速かつ的確に当該情報を伝達するために連絡先を収集するもの。	土砂災害警戒区域内に居住する市民	○						
防災行政無線メールの管理事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成29年6月12日	防災行政無線で放送した内容を、聞き取りづらい方や聞き逃してしまった方などを対象に、メール配信するサービスを始めるために、配信希望者に対して、メールアドレスを登録していただくものである。	防災行政無線メール登録希望者	○						
災害時避難所運営業務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日	災害時の避難所において、配慮が必要な方や必要な支援内容について把握し、円滑に避難者を支援するため、避難者カード等により避難者の情報を収集する。同意がある場合は、問い合わせに対して情報提供を行う。また、要配慮者を福祉避難所等へ移送するため、福祉施設等に情報提供する。	避難所に避難する市民、親族等	○			○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
災害時防災情報電話サービス登録受付業務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和２年６月１日	携帯電話・スマートフォンを所持していない高齢者等の市民に対し、災害時の防災情報を電話又はFAXにより配信するため、電話番号又はFAX番号の登録の申込みを受け付け、システムへの登録を行う。	本サービスへの申込者	○						
被災者生活再建支援金申請受付事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和１年10月12日 令和６年５月27日	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とします。また、受付した内容を埼玉県や関係機関に提供を行います。	各種災害などにより家屋被害（半壊以上等）を受けた世帯	○		○		○		
埼玉県・市町村被災者安心支援制度受付事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和３年２月13日	一部の地域が被災者生活再建支援法の適用とならないといった地域的不均衡が生じたため、県と県内全市町村共同により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の支援制度が創設されました。受付した内容を埼玉県に提供を行います。	各種災害などにより家屋被害（半壊以上等）を受けた世帯	○		○		○		
災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和６年２月７日	「災害救助法」が適用となった災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の喪失又は損傷等により、直ちに日常生活を営むことが困難な市民等を対象に、生活必需品を提供する。	各種災害などにより家屋被害（半壊以上等）を受けた世帯	○		○		○		
運営委員会への防災倉庫鍵の貸与事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成25年２月５日	災害発生時において、迅速に避難所を開設する必要があるため、市が設置し、管理している防災倉庫の鍵を避難所運営委員会へ貸与する。	「防災倉庫鍵貸与申請書・管理者変更届出書・鍵返却届出書」の届出者	○						
争訟等事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成13年５月１日 令和６年９月４日	所管する事務事業に係る訴訟等について、裁判等において必要に応じて証拠等を提示、正しく意見を主張し、争うこと。また、和解に至った場合には、議会に議案又は報告書を提出すること。	訴訟当事者、訴訟代理人、証人、和解当事者、不服申立人、参加人、補佐人	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員服務に係る報告事務	全庁共通 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和6年9月25日	職員の勤務報告、各休暇申請、履歴事項変更等の日常の服務に係る事項について、各所属長を通じ人事課、教育委員会総務課等の人事担当課へ提出し、もって人事管理に資するもの。	職員	○	○			○	○	
給与計算に係る報告事務	全庁共通 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年9月24日	職員給与の計算を行うため、算定表及び各種届を各所属長から任命権者へ報告し、最終的に給与担当課へ提出するもの	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	
会計年度任用職員任用管理事務	全庁共通 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和6年9月25日	任用を希望する者に対する選考の実施、任用する会計年度任用職員の管理、報酬等を支払うもの	会計年度任用職員	○	○	○	○		○	
文書収受発送事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	文書の収受及び発送をする事務。文書収受発送簿に記録するもの。	市への文書差出人及び市から発送する文書の名宛人	○	○	○	○	○		
各種法定調書作成事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成28年1月1日 平成28年1月1日	事務担当課が賃金、報酬、料金、契約金、賞金、不動産の使用料等の支払いに係る法定調書（源泉徴収票及び支払調書）を作成するため、支払を受ける者の氏名、住所等を収集する。また、作成した法定調書は該当者に交付し、必要に応じて税務署に報告する。	報酬等受給者	○		○		○		